

## 第7節 動線計画

### 1) はじめに

原城跡は、広大な史跡であり、その本質的価値を示す見どころが至るところに分布しているが、来訪者の多くは本丸のみの見学に留まり、史跡全体の回遊がなされていない。また史跡内の市道は歩車分離ができていないため、安全性の向上を図る必要がある。これらを踏まえ、動線計画の基本的な考え方を示す。

#### 【基本的な考え方】

- 史跡全体の見どころを理解し、楽しく回遊できる動線を設ける。
- 城本来の登城道をできるだけ活用し、見どころを巡るために必要な場合は既存の里道の活用や、園路整備により対応する。
- 自由散策が可能な動線網を設け、本丸以外にも見どころや解説表示などの整備を充実させながら見学の満足度を高めつつ、動線の拠点から遺構の整備や顕在化が進んだ本丸への回遊を促すための動線設定を行う。
- 遺構の顕在化や整備が進んだ本丸において、身障者や足腰の弱い方でも本丸へ登城しやすい動線を設ける。
- 歩行者動線と車両動線をできるだけ分散させ、安全性の向上に努める。
- 歩行者動線、一般車両動線、管理車両動線、身障者用車両動線、緊急車両動線に分けて動線を整理する。

### 2) 動線計画

上に示した動線の基本的な考え方、往時の動線（29P、図 3-2 参照）、現状の動線（71～75P 参照）を踏まえたうえで、原城跡の動線を計画する。

#### ①歩行者見学動線計画（図 5-15）

史跡の自由散策が可能となるよう、基本的に自由動線とする。

大手口、板倉重昌碑など、市道を活用した現状の見学動線を利用しなければ見学できない見どころがあるため、現状の見学動線の利用は継続する。ただし、市道と本来の登城路が重なる部分を中心に、市道沿いの公有地の一部を園路として整備するなど、徒歩による見学者の安全性を向上させるための措置を積極的に講じる（図 5-14）。園路幅は、「自然公園等技術指針」において、全体的になだらかな地形で、できる限りすべての人が利用できる園路の最小幅員を 120 cm と規定しているが、車椅子 2 台がすれ違える幅を 1.8m と示している点を考慮し、1.8m を整備幅の目安とする。ただし、遺構の

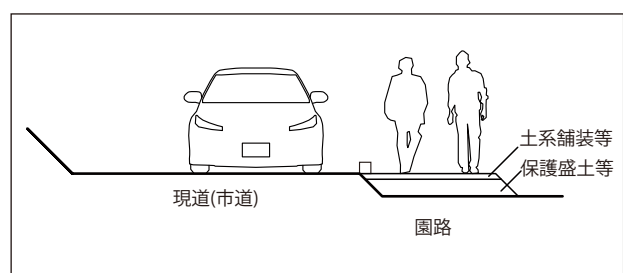


図 5-14 歩車分離模式図

保存対応や、その他条件により 1.8m 幅の確保が難しい場合は、この限りではなく、柔軟な対応を図るものとする。また地形の制約上、市道沿いの園路確保が困難な場所では、歩行者の安全に対する注意や減速を喚起するための表示措置などを、道路管理部局との連携調整を図りながら実施する。

そのうえで、史跡内に分布する見どころをより多く見学できるよう、護岸の管理道、農道、里道、また新たに整備が必要な園路も含め、必ずしも本来の城道ではない道も活用し、史跡に対する理解を促進し、魅力を伝えながら、本丸への回遊を促す。

現状の動線に加える推奨見学動線として、大手口から田尻口、蓮池を經由し、本丸へと向かう路線、また原城跡駐車場から二ノ丸出丸を經由して本丸へ向かう路線を示す。また、天草丸近くにある南有馬公園駐車場から本丸へ向かう路線についても本計画では提示する。

鳩山出丸や三ノ丸のように、土地公有化を行ったうえでの園路整備や、連動した表示整

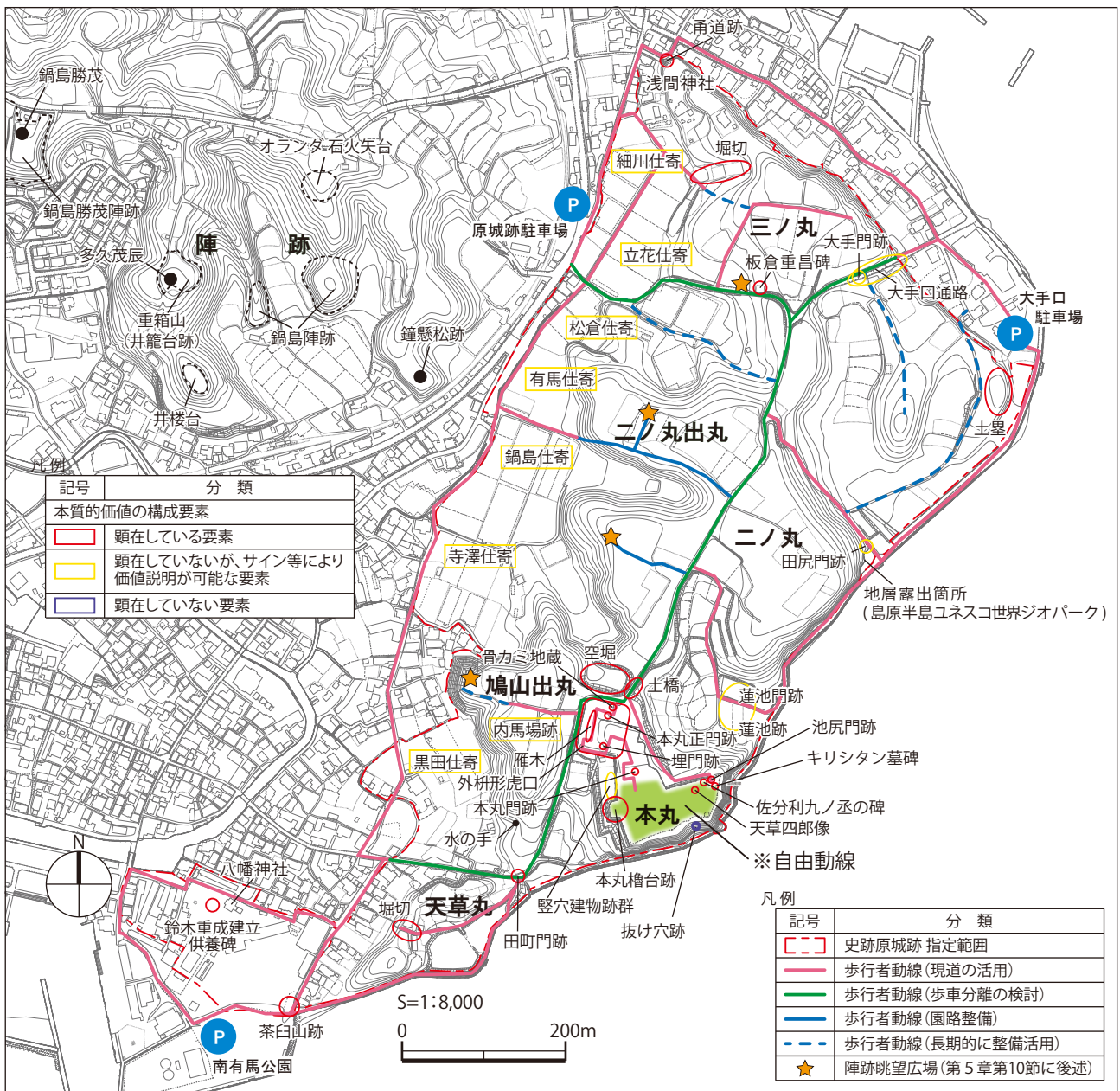


図 5-15 歩行者見学動線計画

備が必要なものは長期計画として位置づけ、将来的な実現を目指す。

## ②見学車両動線計画（図 5-16）

見学歩行者の安全性向上策として、現状の利用形態を制限する方法が考えられるが、市道解除等の措置が必要であり、現状は地域住民および耕作者の理解を得ることは困難であるため、本計画において新たな制限は設けない。そのうえで、史跡の外周を北回りして大手口駐車場へのアクセスが可能であることの表示、また前段に記載した複数の歩行者動線を提示することで、歩車の分離を促す。

また足腰の弱い方や、限られた見学時間で整備・遺構の顕在化が進んだ本丸の見学を希望される方のために、見学動線が集中してくる二ノ丸の一角に車両の転回場を設け、見学のための一時乗降を認めるよう計画する。ただし駐車は認めず、見学者を降車させた後、車両は史跡外の駐車場への移動を促す（本章第 11 節において後述）。

## ③管理車両動線計画（P73、図 3-24）

現状の動線を維持する。整備工事用仮設道は史跡管理のために活用を継続する。

## ④身障者用車両動線計画（図 5-17）

本章第 11 節の便益施設整備計画において、二ノ丸に案内所兼管理棟、休憩施設と併せて身障者用を含むトイレを整備することとしている。史跡が広大かつ高低差が大きいため、これら便益施設と併せて身障者用車両の駐車スペースを設ける。

なお、空堀そばに暫定的に設けている身障者用車両の駐車スペースは、二ノ丸の便益施設の整備後に廃止する。



図 5-16 見学車両動線計画



図 5-17 身障者用車両動線計画

⑤地域住民等車両動線計画（74P、図3-26）

歩車分離の観点では制限を行うことが望ましいが、地域住民および耕作者の理解を得ることが現在は困難であるため、本計画においては現状の利用形態を維持する。

⑥緊急車両動線計画

災害、事故、要救護者などがあった場合、車両の通行が可能な史跡内の全ての道を活用する。

3) 本丸の見学動線に関する計画

前項の「①歩行者見学動線計画」に記載のとおり、本丸は、史跡各所の見どころを巡りながら回遊を促していく地区である。調査整備や遺構等の顕在化が史跡内で最も進んでいる点、複数の見学動線が結節した後、多くの見学者が集まることから、ここでは本丸内の見学動線につ



図5-18 本丸の見学動線計画

いて計画の詳細を示す（図 5-18）。

本丸の構造的な特徴の一つとして、本丸正門跡から枡形が連続する巨大な通路空間がある。本丸の動線計画では、まず城本来の登城道をできるだけ活用し、複雑で攻めにくい構造を見学者が体感し、その価値を理解できるようにする。また保存活用計画に掲げたバリアフリーの目標を実現するため、史跡景観との調和を十分に図りながら、足腰の弱い方や車椅子でも本丸への登城が可能となるような整備手法を用いる。

まず経路について、本丸正門跡より入り、武者だまりを經由して埋門跡へと向かうが、埋門跡付近では城の破却工程を伝えるための表示整備を実施済みであり、転落した築石や掻きこまれた栗石を敷き詰めているため、歩行者が通行することはできない。高架のウッドデッキやスロープによって整備箇所の上を渡る方法についても検討を行ったが、工作物の規模が長大となり史跡景観へ与える影響や、埋門跡での破却表示整備を大きく覆い隠してしまう点が問題である。そのため埋門跡付近では、原城本来の城道ではないが、見学者をいったん石畳上に迂回させ、埋門跡を過ぎた付近で本来の城道に回帰させ、動線上の途中にある曲輪へと引き込むこととする。迂回地点での説明表示においては、本来の城道を示すなどし、見学者に誤解を与えないよう対策を行う。なお埋門跡南側の石垣は、本章第 2 節において、現況に近い形での保存整備とし、本来想定される高さまでの植生土のう積みは行わないよう計画したことから、迂回動線としての活用が可能である。また、埋門跡と本丸の間にある曲輪の本来の城道は、発掘調査において詳細が判明しておらず、将来的な再検証が必要であるが、動線計画の路線は現状に合わせた設定とする。曲輪を抜けた後、本丸門跡を經由して本丸に至る動線とする。

以上の本丸動線でバリアフリーを実現しようとする際、大きな課題となるのが高低差の解消である。特に次の 4 地点では、短い距離の移動で高低差が発生する。

- a：本丸前の広場空間より、本丸正門跡の露出展示箇所へ降りる付近
- b：本丸正門跡を抜け、虎口帯の武者だまりへ上がる付近
- c：埋門跡の破却工程展示を迂回するため、武者だまりより石畳上へ上がる付近
- d：本丸門跡を抜け、本丸へと上がる付近

以上の 4 地点においては、高低差を解消するためスロープ等を設置して対応を図る。なおスロープ等の工作物を設置する際の規格や構造について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第 13 条に従い、「都市公園移動等円滑化基準」を考慮するが、同法律施行規則第 2 条により、文化財保護法で規定される現状変更は除外されるという条件も踏まえ、門跡の重要遺構などの見せ方に重大な影響を与えない範疇で、スロープ勾配をできるだけ緩やかにするなどの調整を行う。また通常の基準よりも急勾配なスロープの設置を避けられない箇所も想定されるため、電動アシスト車椅子の貸出や案内スタッフによる登城サポートなど登城の利便性と安全性確保について最大限の配慮を行う。

a 地点では置き型のスロープを設置済みであり、本計画においても利用を継続する。

b 地点は、スロープ等の工作物により高低差の解消を図る。本丸の入口にあたる重要箇所であり、史跡景観への影響を踏まえながら、実施までに手法の検討を重ねるものとする。

c 地点は現状を生かし、工作物を設置せず、保護盛土を緩勾配で擦り付ける手法により、対応を図る。

d 地点は、スロープ等の工作物により高低差の解消を図る。なお、本丸門跡西側の石垣天端沿いは、現況が緩い斜路になっており、こちらから迂回し本丸に至る方法も検討したが、本章第2節において、築城時には存在していたと推定される石垣41の表現および本丸門跡の桁形虎口を構成する石垣25および石垣27の天端保存整備を行うよう計画しており、通行はできなくなることから迂回案は除外している。

このほか、車椅子による登城では、降雨後のぬかるみに車輪がとられるなどの懸念があるため、本丸の平場も含め、園路部分には土系舗装などを施し、通行面の硬化処理を行う。

バリアフリーに関連し、従来計画していた桁形虎口南西の隅櫓跡の整備内容に一部変更を要する。隅櫓跡は、従来計画で半立体的表示を行うこととしていたが、隅櫓跡を一段高くすると、段差解消のために隅櫓跡の北側と東側に階段状の施設と車椅子を通すためのスロープを切り通す必要がある。しかし隅櫓跡付近の整備面積はさほど広くなく、階段やスロープを確保しようとする、完成時の外観に与える影響も大きく、隅櫓らしさを上手く表現できないという側面がある。そのため、従来予定していた半立体表示整備を平面表示整備へと変更する。また近接する多門櫓跡および北側の隅櫓跡についても半立体表示整備を予定していたが、整備手法の一体感を出すため、同様に平面表示整備とする（126P、第5章第8節「遺構の表現に関する計画」参照）。

本丸に至ってからの見学動線は自由動線とする。なお池尻門跡から本丸正門跡に抜けるルートについて、本来の城道ではないものの、本丸の回遊性を高めるための動線として有用である。現状でも園路として活用しており、本計画においても活用を継続する。

なお池尻門跡では、階段の遺構の蹴上が高いため、歩行補助用の木製階段を設置しているが、本計画においても利用を継続する。また池尻門跡より下る園路は、雨水の洗掘で路面が頻繁に傷むことから、土系舗装等により路面の硬化を行う。

表 5-14 本丸園路整備年次

事業内容	中期				
	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
本丸園路整備		設計	整備	整備	

#### 4) 史跡全体のバリアフリー化に関する計画

第5章第11節において、便益施設整備を計画しているが、その中で二ノ丸の一角に身障者用車両の駐車スペース、身障者用トイレを整備することとしている。これらの整備予定箇所から本丸入口までは、あまり園路の高低差が無く、一定のバリアフリー化が実現できる計画となる。

しかし史跡全体をみると、面積が広大であるうえに、曲輪群を構成する台地上と周囲の低地の比高差が20mを超えるような箇所や、斜度の高い坂道も多い。

これらを一度に解決することは難しいが、グリーンスローモビリティの導入など、有効と考えられる手法について、コストや財源も踏まえながら、史跡全域でのバリアフリーの推進について長期的な観点で取り組むものとする。

## 第8節 遺構の表現に関する計画

### 1) 遺構表現整備計画

#### ①本丸における遺構の表現整備計画

本計画における本丸の遺構表現整備は、外柵形虎口の雁木の露出展示および植生土のうによる養生、本丸櫓台跡の半立体的表示、隅櫓跡、多門櫓跡、塀の平面表示、竪穴建物跡群の立体的表示および解説サイン設置を行う（表 5-15、図 5-22）。

#### a) 外柵形虎口（雁木）（図 5-19）

本丸に付帯する外柵形虎口の武者だまりには、延長約 48m に渡る雁木がある。雁木は発掘調査で検出したもので、2～4 段が残存し、現在、露出展示に供している。

本計画においても雁木の露出展示は継続とするが、雁木上部に植生土のうを積み、保存措置を図るものとする。

雁木を伴う石塁の本来の高さは、これまで検出した本丸の遺構の構造から、現況より 2 m ほど高かったと推定され、残存する雁木の蹴上高を踏まえると、本来は十数段ほどの雁木であったと考えられる。

ただし、雁木上部に積む植生土のうの高さは、遺構養生のための必要最小限にとどめる。最大の理由は、雁木（石塁）の高さが失われた背景が、城の破却の影響と考えられ、原城が辿った歴史や価値に深く関わるためである。それ以外に、石塁天端の一部を動線として活用したいこと（本章第 7 節参照）、現状変更や景観変化の抑制、コストや管理の負担軽減なども考慮した。

なお、見学者が雁木本来の規模や構造を理解できるよう、推定図などを交えた解説サイン等による説明を行う。

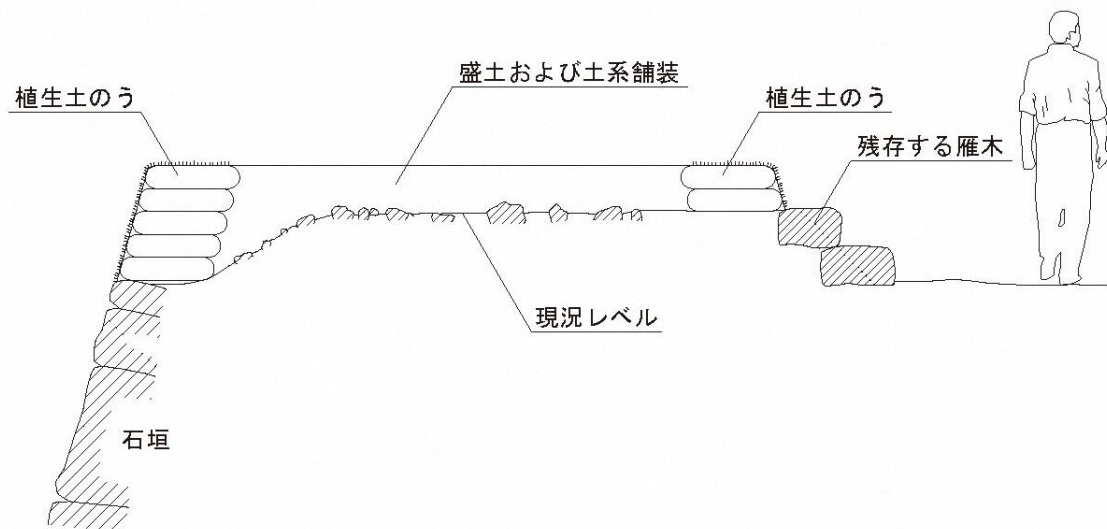


図 5-19 外柵形虎口（雁木）整備模式図

#### b) 隅櫓跡、多門櫓跡（図 5-20）

柵形虎口の西辺をなす石塁上の発掘調査では 2 基の隅櫓跡とこれを繋ぐ多門櫓跡を確認している。また絵図等では南側の隅櫓と多門櫓の間に塀が築かれていたことがうかがえる。こ

これらの遺構について、櫓や塀の範囲などを表現するため平面表示を行うこととする。

整備手法としては、現況面を保護盛土により養生した後、櫓跡や塀の位置と形状を、周囲とは色彩および質感が異なる舗装材で表現し、解説サインによって説明を行う。

なお、従来の計画においては半立体的表示整備を予定していたが、石塁天端の一部を破却工程展示の迂回路として活用する必要があり(123P~125P、本章第7節3)本丸の見学動線参照)、バリアフリーの観点から計画変更を行ったものである。

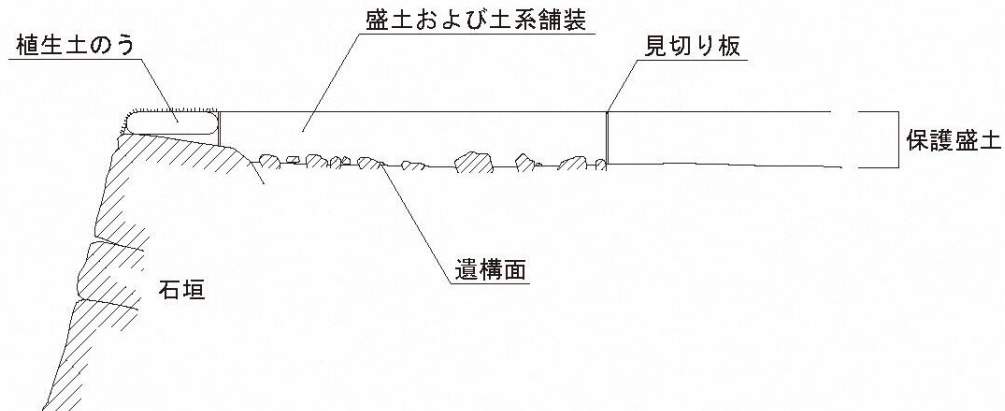


図 5-20 隅櫓跡、多門櫓跡整備模式図

#### c) 本丸櫓台跡 (図 5-21)

本丸櫓台跡における発掘調査では、礎石等は確認しておらず、櫓の規模が明らかでない。そのため、櫓建物に関する表示は行わず、ここでは櫓台の範囲に植生土のうを周囲よりも一段高く積んで盛り上げ、天端面に張芝を行う等の半立体的表示を行う。

足腰の弱い方や、身障者の方も、半立体的整備を行った櫓台跡に上がれるよう、スロープ等の施設を一部に設ける。

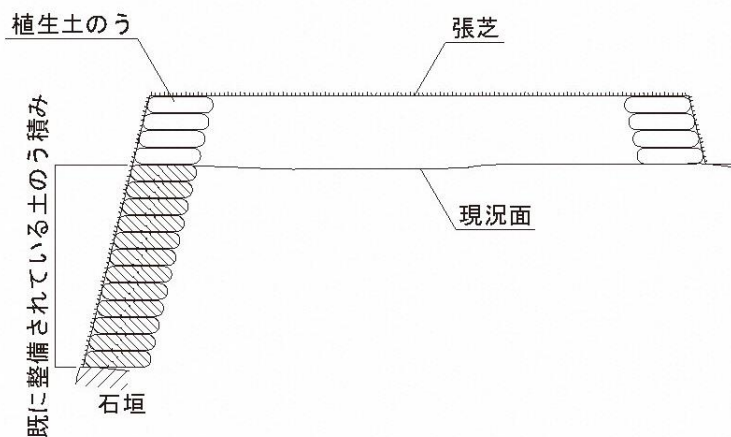


図 5-21 本丸櫓台跡整備模式図

#### d) 竪穴建物跡群

本丸櫓台跡の北側下方では、島原・天草一揆の際の竪穴建物跡群を発掘調査で確認している(写真 5-10)。一揆勢が籠城のために設けたと考えられる遺構であり、1辺が2~3mの



竪穴が9棟連なっているものである

籠城の様子を伝える遺構として立体的表示整備を行う。ただし遺構検出時点において後世の削平が認められたため、推定復元を一部含む形状で整備する。手法は、地表面に保護盛土を行ったうえで透水性の土系舗装とする。保護盛土により近接する石垣の根石が覆われるため、整備高など設計段階で十分な検討を行うものとする。原城本来の動線上にある遺構ではないため、整備箇所へのアクセス動線は設けず、本丸櫓台跡から見下ろす形で解説サインを設置する。

なお建物上屋の復元等について、十分な復元根拠を欠くため、本計画において常設整備は行わない。ただし籠城のイメージを伝えるため、イベント等における一時的な仮設については、絵図史料を参考として検討のうえ実施するが、当該遺構は全国的にも稀少な籠城のための施設跡であり、遺構そのものの評価検討も進め、整備事業における表現や解説にあたっては慎重な配慮の下に実施するものとする。



写真 5-10 本丸櫓台跡下方の竪穴建物跡群（発掘調査時）

表 5-15 原城跡本丸における遺構表現整備計画一覧

記号	遺 構	整備内容	設計年度	実施年度
a	外枡形虎口（雁木）	雁木の露出展示および植生土のうによる養生	R9	R10
b	隅櫓跡	平面表示	R9	R10
b	多門櫓跡	平面表示	R9	R10
c	本丸櫓台跡	半立体的表示	R7	R8
d	竪穴建物跡群	立体的表示整備	—	R11
		解説サイン設置	R10	R11

## ②従来計画の見直し

従来計画において、本丸枡形虎口の北西隅にあたる部分の路面を、自然石平板敷設により、本来は石垣があったことを表現する計画であったが、道路管理上、実施困難となったため、路面における石垣線形の表示塗装と解説表示による対応へと変更する（134P、本章第10節参照）。

## ③本丸以外における遺構の表現整備計画

本丸以外の地下埋蔵遺構については、発掘調査の進捗に合わせて検出遺構の性格や価値を評価し、保存条件や見学動線との関係性を踏まえて整備対象として取り扱うか判断する。整備対象とする場合は、露出展示が可能かどうかを含め、遺構の性質にあわせて表現手法を検討する。地形として顕在化している遺構は解説サイン等により積極的な価値の周知に努める。

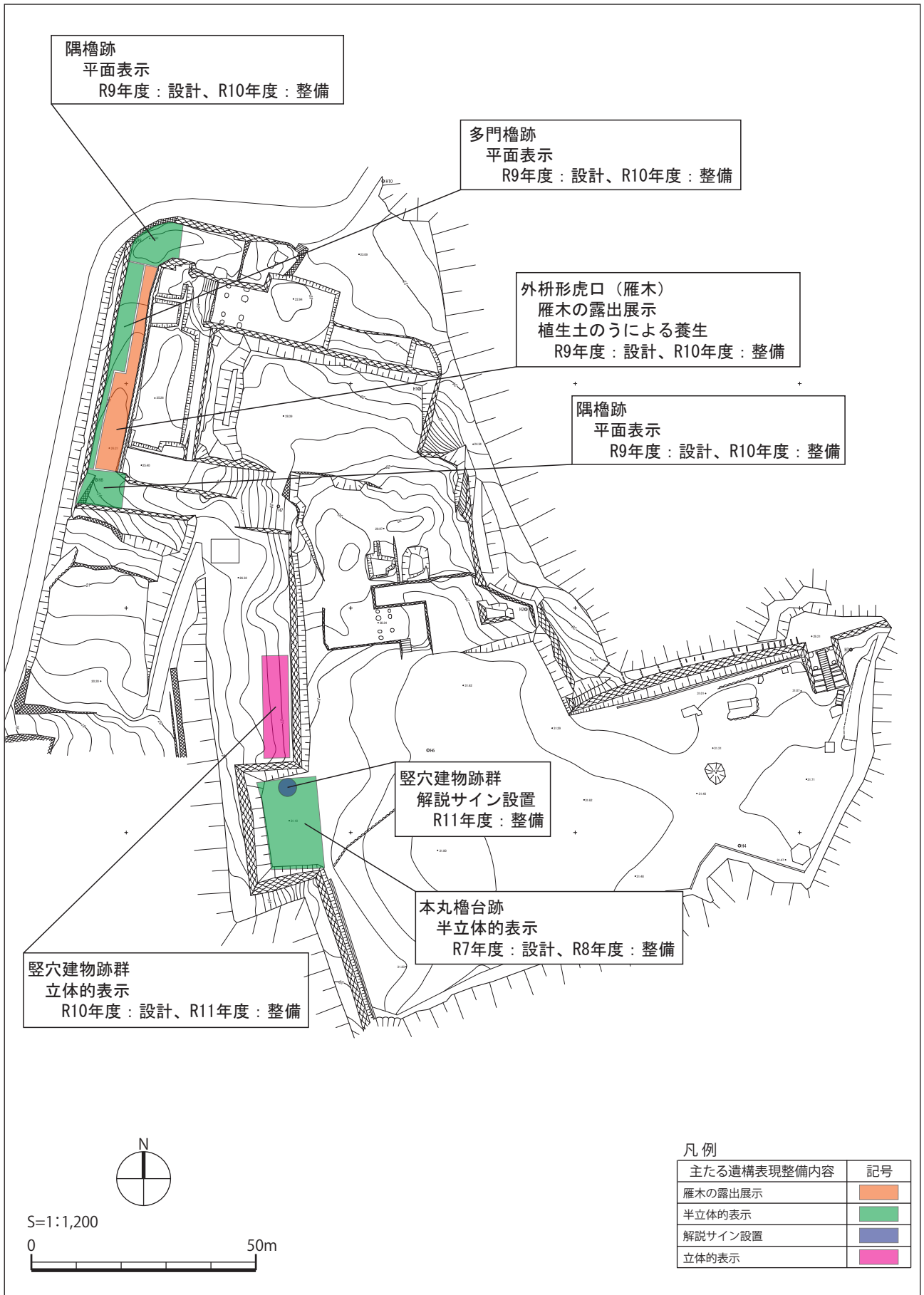


図 5-22 原城跡本丸における遺構表現整備計画位置図

## 第9節 修景および植栽に関する計画

### 1) 修景に関する計画

#### ①工作物の改修・撤去等に関する計画

原城跡の史跡範囲内には、電力用電柱やカーブミラーが建てられ、良好な史跡景観とはそぐわない箇所があるため、景観色への変更を検討する。すでに稼働していない電柱については、早期撤去に向けて関係者との調整を行う。稼働中の電柱電線およびカーブミラーについては、景観に配慮した色調への変更を促すよう調整に努める。

### 2) 植栽に関する計画

#### ①防災管理のための樹木伐採・剪定に関する計画

原城跡の一部では、古くから生育した大木が群生し、史跡北部の三ノ丸のように、史跡外の住宅地に隣接している箇所がある（写真 5-12）。そのため台風などの自然災害を想定し、住宅地や史跡の保存に影響が及ばないよう、適宜、樹木の強剪定または必要に応じて伐採を行うなど、災害の予防に努める必要がある。

そうした防災を意図する樹木管理について、公有地内の樹木は市が管理し、民有地等の樹木については原則として所有者に管理を求める。ただし、倒木等による住宅被害や史跡の保存への影響が予測されるにも関わらず、所有者がいないか又は判明しない場合、もしくは所有者管理が著しく困難あるいは不相当と認められる場合にあっては、市が管理団体としてその対応を行う。

なお防災を目的とする樹木管理については、本章第4節「防災整備に関する計画」において、「④その他の防災整備」（112P）として記載しており、同計画と併せて対応を図るものとする。

#### ②遺構保護のための樹木伐採に関する計画

表 5-16 遺構保護のための樹木への対応

場所	対応
天端側 (曲輪)	目安として天端から2m以内の樹木を優先的に伐採する。予算措置等の理由により一度に実施できない場合は、優先順位を判断して段階的に実施する。 天端からの距離が2mを超える樹木は、遺構保存や史跡景観との調和などを踏まえながら、伐採等の必要性を判断する。
法面 (石垣・切岸)	石垣については、原則としてすべて伐採する。切岸と認められる法面についても基本的に伐採を行うが、地形の斜度、樹木の大きさ、遺構への影響などを踏まえて、必要性や優先順位を慎重に判断しながら実施する。
裾側	目安として法尻から3m以内の樹木を優先的に伐採する。一度に実施できない場合は、専門家などに協議して優先順位を判断し、段階的に実施する。地形等の制約により困難な場合は個別に検討する。法尻からの距離が3mを超える樹木は、遺構保存や史跡景観との調和などを踏まえて、伐採等の必要性を判断する。

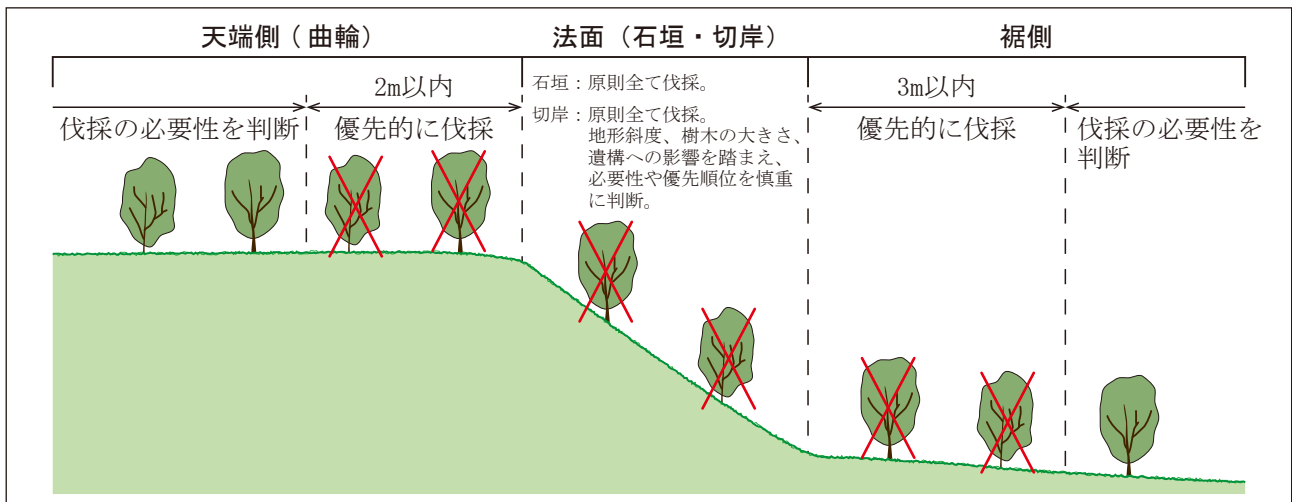


図 5-23 遺構保護のための樹木への対応イメージ図

原城跡の本丸には石垣、本丸以外の曲輪では切岸といった具合に、曲輪のアウトラインを構成する重要遺構が残されている。こうした法面の性質を持つ遺構保護のため、石垣天端（写真 5-11）や切岸と認められる法面付近に樹木が生育している場合の管理について、表 5-16 および図 5-23 のとおり対応を計画する。

### ③遺構保護および修景のための地被類の活用に関する計画

大雨による地表面の洗掘予防、法面保護、また修景などを目的として、必要に応じて地被類の植栽を行うよう計画する。地被類植栽の施工範囲および品種については、防災、遺構保護、修景等の事業を行う際、現地の地形・日照・整備活用上の利用形態などを踏まえ、設計に反映し実施するものとする。

### ④眺望確保のための樹木伐採・剪定に関する計画

原城跡の西側には、史跡範囲外であるものの、島原・天草一揆の際に幕府方の軍勢によって構築された陣跡が多く残っている。原城跡の保存活用計画において陣跡は、原城跡の本質に関わりの深い史跡周辺要素と位置づけており、本計画においても、原城跡の見学動線上に陣跡への眺望地点・解説地点を設けて、その価値と重要性を伝えていくよう計画している（本章第 10 節参照）。

しかしながら、原城跡から陣跡方面を眺望する際、二ノ丸出丸のように高木が密集し、陣跡への眺望が確保できない場所もある（写真 5-13）。そのため、史跡内から陣跡への眺望とともに、その価値を伝えようとする地点（図 5-24 参照）において支障がある樹木は、伐採または強剪定など必要な措置を行うものとする。ただし伐採や強剪定は一度には行わず、緑陰の確保や史跡景観との調和にも十分配慮し、眺望確保の効果を確認しながら段階的に行うものとする。

### ⑤動線確保のための樹木伐採に関する計画

本計画における本丸の見学動線は、できるだけ本来の城道を生かし、見学者が本丸に付帯する長大な通路空間の構造を体感・理解できるよう計画している。そのため、本丸への道中にあ

る腰曲輪を經由する形の動線となるが（123P～125P、本章第7節「動線計画」3）本丸の見学動線参照）、その一部にはツツジが密生し、見学者の通行に支障を来たす箇所がある（写真5-14）。

このように、史跡の見学動線を確保するために支障となる樹木については、必要な範囲の伐採処分を行うものとする。

### ⑥ 枯木の整理に関する計画

史跡内の樹木には老木化が進んだものも多く見られ（写真5-15、写真5-16）、台風などの強風時には幹や枝が折れやすく、遺構の保存、見学者の安全確保や良好な史跡景観に影響を及ぼす可能性がある。そのため、枯木の伐木や強剪定については、予防措置を含めて適宜行うものとする。

緑陰の確保や史跡景観との調和のために補植が必要となる場合は、遺構等の保存を前提に、樹種や配置などを検討のうえ、必要最低限の範囲で行うものとする。

### ⑦ 植生調査に関する計画

適切な植栽管理等を実施するうえで必要な植生調査を実施し、植生の状況を把握する。



写真 5-11 本丸 石垣天端沿いの樹木



写真 5-12 三ノ丸 史跡境界付近の住宅地に近い樹木



写真 5-13 ニノ丸出丸 陣跡への眺望に対する支障木



写真 5-14 本丸 本来の城道にある動線支障木



写真 5-15 本丸 ソメイヨシノ（遠景）



写真 5-16 本丸 ソメイヨシノの枯木化状況（近景）

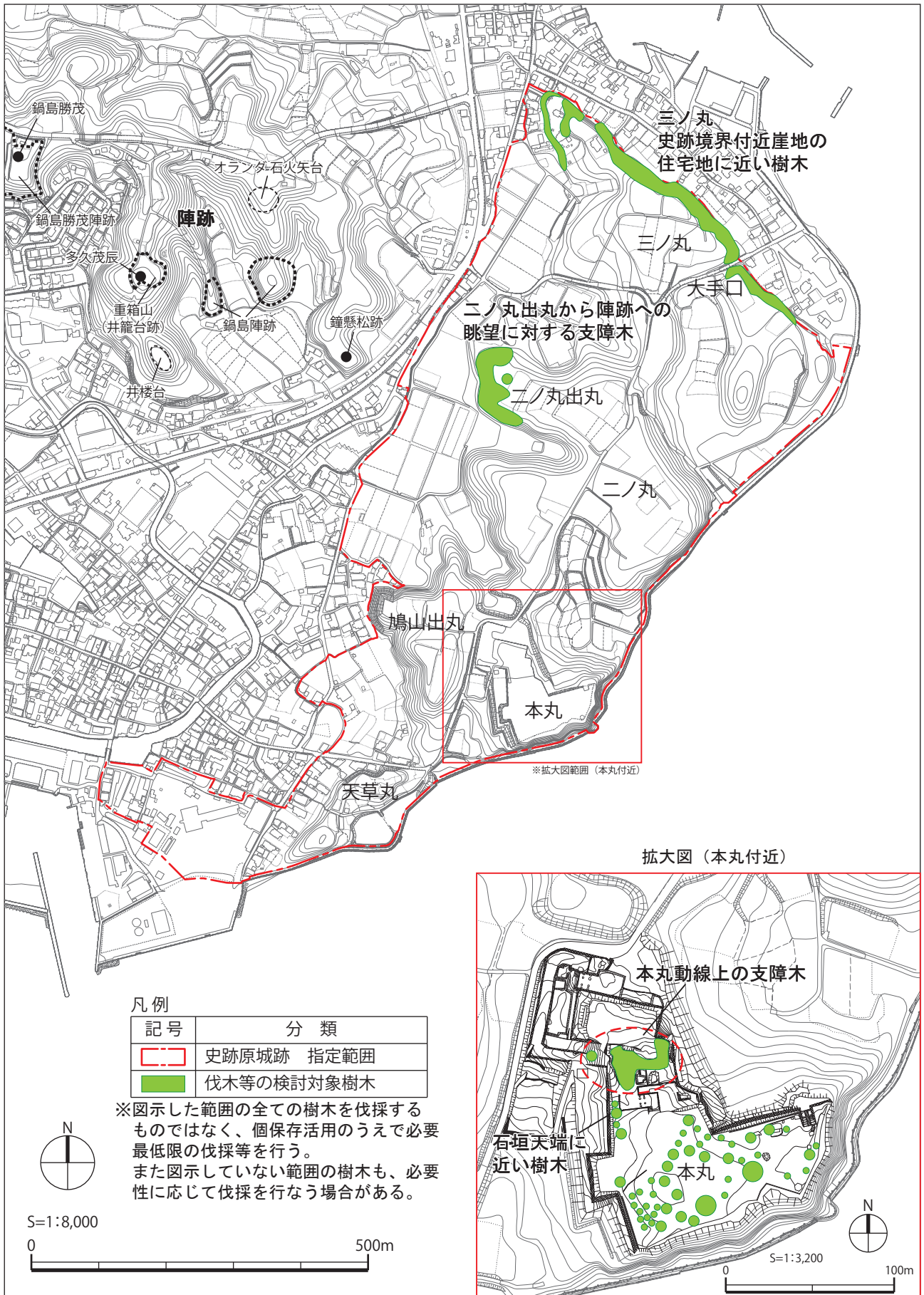


図 5-24 伐木等の検討が必要な樹木の分布